

弘前市町会連合会会則

(名称と事務所)

第1条 本会は、弘前市町会連合会と称し、事務所を弘前市役所内に置く。

(組 織)

第2条 本会は、弘前市内の町会をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、町会及び地区町会連合会（以下「地区連合会」という。）の自主性を尊重し、相互の連絡協調と親睦を図るとともに、その運営及び活動について相互研修に努め、弘前市の発展と市民の生活向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町会及び地区連合会との情報交換
- (2) 活動に必要な視察研修
- (3) 別に定める委員会設置要綱による事業
- (4) 行政機関及び関係団体との協力
- (5) その他必要とする事業

(役 員)

第5条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 3名
- 理 事 各地区連合会からそれぞれ1名（地区連合会会長とする。）
- 代議員 各地区連合会からそれぞれ2名
- 監 事 3名

第6条 理事及び代議員は、地区連合会からの届出により、総会に報告するものとする。

- 2 会長の選任は理事会において理事のうちから候補者を推薦し、総会においてこれを決定するものとする。
- 3 副会長は理事会において理事のうちから、監事は代議員会において代議員のうちから、それぞれ選任し、直後の総会に報告するものとする。
- 4 会長が任期途中で欠けたときは、副会長が速やかに理事会を招集し、理事のうちから候補者を推薦し、臨時総会を招集してこれを決定するものとする。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、会務を処理する。
- 4 代議員は、本会の重要事項を審議する。
- 5 監事は、会務及び会計を監査する。
- 6 本会に顧問を置くことができる。

(任 期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 会議は、総会、代議員会、理事会及び監査会とし、会長が招集する。

第10条 総会は、町会長をもって構成し、毎年5月に開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

2 総会は、町会長の過半数の出席（代理出席及び委任状を含む。）をもって成立する。

3 総会の議長は、出席者のうちから選任する。

第11条 総会は、次の事項を議決又は承認する。

(1) 会務報告及び収支決算

(2) 事業方針及び収支予算

(3) 会長の決定

(4) 会則の改正

(5) 負担金の決定

(6) その他総会において決すべき事項

第12条 代議員会は、理事会から付託された事項を審議し、議決する。

2 代議員会の議長は、出席者中のうちから選任する。

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、本会の運営について協議する。ただし、理事の代理出席を認める。

2 理事会の議長は、会長が当たる。

3 理事会に部会を置き、部会長1名、副部会長1名及び部会員若干名をもって組織する。

4 部会長は、副会長のうちから、副部会長は、部会員のうちから、部会員は、理事のうちからそれぞれ理事会において選出し、任期は、それぞれ2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠による部会長、副部会長及び部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 監査会は、監事をもって構成し、第7条第5項に定める監査を行う。

2 監事は、必要により理事会に出席し、意見を述べることができる。

第15条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第16条 会長は、必要と認めるときは、理事会の承認を得て委員会を設けることができる。

2 委員長は、理事会に出席して会務を報告し、意見を述べることができる。

(会計)

第17条 本会の運営費は、負担金、市補助金、寄附金、事業収益金及びその他の収入をもって充てる。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 本会に特別会計を設けることができる。

(事務局)

第20条 本会に会計及び事務を行うため、事務局を置く。

2 本会に事務局長1名を置くほか、事務局に職員若干名を置き、理事会の議を経て会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する規定は、別に定める。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代議員会の承認を得たうえ、会長が決定する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月18日から施行する。(改正)

附 則

この会則は、平成20年5月16日から施行する。(改正)

附 則

この会則は、平成25年5月16日から施行する。(改正)

附 則

この会則は、平成27年5月15日から施行する。(改正)

附 則

この会則は、令和3年5月14日から施行する。(改正)

附 則

この会則は、令和5年5月15日から施行する。(改正)